

藤園中学校・城東小学校 魅力ある学校づくり基本計画（素案）について

城東校区における学校整備事業について、基本計画（素案）を公共施設マネジメント推進本部に諮るにあたり、基本計画（素案）を協議するもの。

1 基本計画（素案）

別紙基本計画（素案）【概要版】及び基本計画（素案）のとおりに

2 資産総量の適正化について

（1）施設規模について

	現有面積(A)	計画面積(B)	差(B-A)	削減率
校舎	10,067 m ²	8,047 m ²	▲2,020 m ²	▲20.1%
体育館・武道場	2,240 m ²	2,265 m ²	25 m ²	▲1.1%
その他施設	677 m ²	608 m ²	▲69 m ²	▲10.2%
教育センター	2,020 m ²	1,930 m ²	▲90 m ²	▲4.5%
合計	15,004 m ²	12,850 m ²	▲2,154 m ²	▲14.4%

○あおば支援学校との日常的な交流を創出するために施設面においても小・中学校との接続を可能とする計画とする。

○児童生徒用の更衣室や多目的トイレ、少人数学級等を整備。

○多目的室、総合図書館、会議室、カウンセラー室、地域連携室等を整備し共用化を図る。

○教育センターに全校園長約200人が収容できる規模の会議室を整備し、特別教室を共用化。

（2）概算事業費

本事業では、国の補助制度を積極的に活用し財源確保に努めるとともに、有利な市債の活用などの検討を行います。また、民間事業者へのアンケート調査の結果を用いてコスト削減率を算出し、概算事業費を比較検討します。

想定面積と本市における学校施設の整備実績から算定した概算事業費は以下のとおりです。



	A 案(北側)	B 案(東側)	C 案(仮設なし)
施設整備費 10,929 m ²	約 53.0 億円	約 53.0 億円	約 53.0 億円
渡り廊下・外構整備費	約 2.2 億円	約 2.5 億円	約 2.3 億円
設計・監理	約 3.7 億円	約 3.7 億円	約 3.7 億円
解体工事費 (藤園中・城東小、11,119 m ²)	約 7.5 億円	約 7.5 億円	約 7.5 億円
仮設校舎	約 8.5 億円	約 6.0 億円	0 億円
合計	約 74.8 億円	約 72.7 億円	約 66.5 億円

3 民間事業者へのアンケート調査（9月末～）

（１）学校整備に関するアンケート調査概要

- 施設整備について（事業費の妥当性、コスト削減効果、事業期間、建替えに関するアイデア・敷地への懸念事項）
- 運営業務について（一般開放、総合図書館運営業務、用務員業務、給食受け入れ業務）
- 事業期間、望ましい事業手法、参画意向等、参加組織形態、地元企業の活用 等

（２）余剰地活用に関するアンケート調査概要

- 敷地の市場性、考えられる事業、必要となる床面積、望ましい事業期間 等

4 意見への対応状況

- ① 【意見】あおば支援学校との交流やこどもの安全にも配慮した配置を検討してほしい。
→あおば支援学校の児童生徒との日常的な交流の機会を創出するための動線や施設配置を検討するとともに、集会や交流活動、発表など多目的に使用できる多目的室の整備を検討することを記載。（P8, P21）
- ② 【意見】市民の方などいろいろな人との交流の場ができないか。
→地域とこどもが交流したり地域や保護者の会議に利用できる地域連携室の整備を検討することを記載。（P24）
- ③ 【意見】どのような民間施設を入れるか、重々検討してほしい。
→学校敷地の利活用については、セキュリティ面や児童生徒の安全面への懸念などがあったことから、今後実施するマーケットサウンディングや市場調査などを通して、こどもにとってプラスになる利活用の在り方を検討する。

5 事業スケジュール

整備スケジュールについては検討中です。

従来手法の場合、最短で令和11年度（2029年度）以降の共用開始を目指します。

スケジュール（従来手法：最短例）※2

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想 策定	基本計画 策定	基本・ 実施設計		発注 準備	新校舎等建設工事			校庭整備
			解体設計			解体工事		

最短令和11年度以降供用開始

スケジュール（PPP/PFI手法：最短例）※2

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想 策定	基本計画 策定	事業者 募集等※	基本・ 実施設計	新校舎等建設工事		解体工事	校庭整備	

最短令和11年度以降供用開始

6 今後の予定

- 10月 公共施設マネジメント推進本部
- 12月 教育委員会会議計画（素案）【協議】
議会報告（素案）
- 1月 公共施設マネジメント推進本部
- 3月 議会報告（案）
教育委員会会議計画（案）【議決】

藤園中学校・城東小学校 魅力ある学校づくり基本計画 概要版

1. はじめに

熊本市の教育は、熊本市教育振興基本計画(熊本市教育大綱)の基本理念である、「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」に基づいて、子どもたち一人ひとりが、社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めることを目指しています。

現在、藤園中学校校舎・城東小学校においては、建設から 60 年以上が経過しており、施設の老朽化に伴う更新をする必要があります。また、新しい時代の学びの実現に向け、安全・安心で質の高い教育環境の確保が重要です。このような背景のもと、本市教育委員会では、小中特支連携を促進した施設(以下、「新しい学校」といいます。)設置に向けて検討を進め、児童生徒の年齢、成長、発達に即した教育環境を整備することで、教育の質の更なる充実を図りたいと考えています。

本市教育委員会は、新校における、教育や施設整備等の基本的な考え方をまとめた基本構想を令和5年(2023 年)12月に策定しました。また、こども、保護者、教職員、そして地域の皆さまが学校に関与し、共に魅力ある学校づくりに積極的に取り組む機会を創出するため、意見交換会、ワークショップ、アンケートを実施しました。

本基本計画は、新しい学校における教育の基本的な考え方や施設整備等の在り方についてまとめたものです。今後、関係者からの意見を踏まえて、より具体的な検討を進めていきます。

2. 児童生徒数の将来推計

現在、城東校区においては、児童生徒数がやや増加傾向にあります。令和6年度から令和11年度の既存各校の児童生徒数の将来推計※を以下に示します。

※通常学級のみ

施設名	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
藤園中学校	267	298	313	354	333	338
城東小学校	225	235	232	226	241	242
合計	492	533	545	580	574	580

3. 教育の基本的な考え方や施設整備方針

基本計画における教育の基本的な考え方や施設整備方針を定めました。

(1)新しい学びの創造

①社会状況の変化に対応する教育環境の整備	○ICT を活用した GIGA スクール構想を踏まえた整備 ○インクルーシブ教育システムの構築・性の多様化の尊重 ○教職員の働く場としての機能向上 ○公共施設の資産総量の適正化
②中学校、小学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備	○全てのこどもが能力や可能性を最大限伸ばし、自立し、社会参加するための教育の充実 ○全てのこどもができるだけ同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの構築 ○全てのこどもが共用しやすい教室づくりや授業や行事等で連携しやすい動線・配置計画

(2)学校・地域の「共創空間」の創造

①地域の拠点となる機能的な施設整備	○地域に開かれた学校づくりの推進 ○地域の実情に応じた特色ある教育活動の展開
②避難所機能を有した施設整備	○分散備蓄倉庫、貯水機能付給水管、中水道設備(雨水利用)、太陽光発電設備等の整備を検討
③余剰地及び余剰スペースの活用	○敷地全体の効果的な整備を行うため、余剰スペースの活用方法について検討

4. 計画予定地の条件について

項 目	内 容
用 途 地 域	第二種住居地域
建 蔽 率 / 容 積 率	60%/200%
防 火 ・ 準 防 火	準防火地域
日 影 規 制	測定面 4.0m 規制時間 5h、3h
道 路 斜 線	勾配 1.25
隣 地 斜 線	立上がり 20m 勾配 1.25
建 築 物 等 の 高 さ	熊本市景観計画に基づく景観形成基準 一般地区:海拔 55m を超えないこと
都 市 計 画	熊本都市計画区域
区 域 区 分	市街化区域
熊本市都市マスタープラン、立地適正化計画	都市機能誘導区域・居住誘導区域
景 観 形 成 ゾ ー ン	都市型居住景観形成ゾーン(中心部)
ハ ザ ー ド マ ッ プ	3m～5m未満(洪水) ※敷地西側の一部が土砂災害警戒区域
埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地	包蔵地(藤園中学校校庭遺跡)
接 道	北側:千葉城町第1号線 (最小幅員 6.0m、最大幅員 6.0m) 西側:千葉城町第2号線 (最小幅員 3.5m、最大幅員 4.8m) 南側:千葉城町南坪井町第1号線 (最小幅員 4.4m、最大幅員 9.4m)

5. 施設配置の検討

- ・日当たりがよく、可能な限り整形で、広いグラウンド環境を確保します。
- ・児童生徒の登下校動線来客者動線、車両動線に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性に配慮した配置とします。
- ・1階諸室への搬出入に配慮した車両動線を確保します。
- ・あおば支援学校の送迎スペース・動線にも配慮した計画とします。
- ・小学校、中学校、あおば支援学校の連携に配慮した配置計画とします。
- ・武道場、体育館、あおば支援学校は既存施設を利用する計画とします。

6. 想定諸室※

■新校舎等

エリア	室名
普通教室	通常学級、特別支援学級、少人数教室
特別教室	総合図書館、理科室、図工室、美術室、技術室、調理室、 被服室、音楽室、各準備室、生活科室、カウンセリング室、 カウンセラー室、多目的室
管理諸室	職員室、院内学級、校長室、事務室、会議室、放送室、 保健室、職員更衣室
体育施設	中学校体育館※、小学校体育館、更衣室、多目的トイレ、倉庫、武道場※、プール
共用部	配膳室、児童生徒会室、児童生徒更衣室、昇降口、その他共用部
その他	地域連携室、体育倉庫、部室、屋外トイレ
想定面積:10,000~11,000 m ² 程度	

※ 既存施設を利用

■教育センター

エリア	室名
研修室	大研修室、中研修室、小研修室等
執務室	ICT 支援室、執務室、e-net 運用室等
その他諸室	図書資料室、書庫・倉庫、スタジオ、所長室・会議室、相談室、交流ラウンジ、その他共用部
想定面積:1,900 m ² 程度	

※ 想定諸室については現時点での想定であり、変更となる場合があります。

7. 施設の配置計画(例)※

良好な教室環境やまとまったグラウンド面積の確保、敷地周辺への日影や騒音・振動の影響が少ないことを考慮した、配置計画(例)を以下に示します。



※ 配置計画(例)は一例であり、今後の設計によって変更が生じます。

8. その他の検討事項

- (1) 既存小・中学校の地域との連携のあり方やカリキュラム等を踏まえて、地域連携室の機能や配置を検討
- (2) 児童生徒の登下校時における安全性の確保について検討
- (3) 再生可能エネルギーの導入及びエネルギーの効率的な利用を図り、ZEB※(Net Zero Energy Building)化等を検討
- (4) 既存学校への騒音や振動、粉じん等に対する配慮を検討
- (5) 体育館を整備する場合は、配置によって周辺の住宅等に騒音・振動の問題が発生する可能性があるため、配置の検討にあたっては十分に配慮

※ 快適な室内環境を実現しつつ、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物をいいます。延べ面積が10,000平方メートル以上の建築物において、「ZEB Ready」を見据えた「ZEB Oriented」(学校施設においては、一次エネルギー消費量を40%以上削減)があります。また、一次エネルギー消費量の50%以上を削減する「ZEB Ready」、75%以上を削減する「Nearly ZEB」、100%以上を削減する「ZEB」があります。

9. 事業手法の検討

本市では、「熊本市公共施設等総合管理計画」、「熊本市公民連携手法活用指針」において、民間の資金やノウハウを活用したPPP/PFI手法の積極的な導入を推進することとしています。

本事業では、公立学校施設として事業の安定性を確保しつつ、民間事業者の創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することで、質の高い教育の場の提供や効率的な業務遂行による市の財政負担の軽減、工期の短縮等の視点等から、最も効果的な事業手法を検討します。

10. 施設整備スケジュール

事業スケジュールについては検討中です。基本構想に示す、スケジュールの最短例は以下のとおりです。

スケジュール（従来手法：最短例）※2

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想 策定	基本計画 策定	基本・ 実施設計		発注 準備	新校舎等建設工事			校庭整備
			解体設計			解体工事		

最短令和11年度以降供用開始

スケジュール（PPP/PFI手法：最短例）※2

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想 策定	基本計画 策定	事業者 募集等※	基本・ 実施設計	新校舎等建設工事		解体工事	校庭整備	

最短令和11年度以降供用開始

藤園中学校・城東小学校
魅力ある学校づくり 基本計画（素案）

令和6年（2024年）●月

熊本市教育委員会

目 次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の経緯	2
第2章	魅力ある学校づくり	3
2.	既存各校について	3
3.	児童生徒数の現況及び将来推計	5
4.	城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて	6
5.	こどもたちとともに創りあげる学校	6
6.	新しい学校における教育の基本的な考え方と施設整備方針	7
7.	児童育成クラブ	9
8.	教育センターの複合化	10
9.	上位・関連計画	10
第3章	施設整備の基本的な考え方	16
1.	計画地について	16
2.	施設規模の検討	17
3.	施設配置の検討	18
4.	施設計画の検討	20
5.	その他の検討事項	25
第4章	事業手法及び概算事業費	28
1.	事業手法の比較と事業手法のイメージ	28
2.	事業者の意見	33
3.	事業手法の導入理由	33
第5章	余剰地・余剰スペースの活用について	34
1.	概要	34
2.	意見交換会での意見	34
3.	マーケットサウンディングの結果	34
4.	余剰地・余剰スペースの活用方針	35
第6章	事業スケジュール	36
第7章	検討記録	37
1.	ワークショップ	37
2.	意見交換会	40

第1章 はじめに

熊本市の教育は、熊本市教育振興基本計画（熊本市教育大綱）の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」に基づいて、こどもたち一人ひとりが、社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めることを目指しています。

また、新しい時代の学びの実現に向け、学校施設の安全・安心を確保しつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応した、安全・安心で質の高い教育環境の確保が重要です。

このような背景のもと、本市教育委員会は、小中特支連携を促進した施設（以下、「新しい学校」といいます。）設置に向けて検討を進め、児童生徒の年齢、成長、発達に即した教育環境を整備することで、教育の質の更なる充実を図りたいと考えています。

また、魅力ある学校づくりに向けた取組として、意見交換会・ワークショップ・アンケートを実施しました。これは、こども、保護者、教職員、そして地域の皆さまが学校に関与し、共に魅力ある学校づくりに積極的に取り組む機会を創出するためのものです。検討の過程で得られたこどもたちの視点からの提案や、地域の皆さまからの意見を受け、新しい学校の設計や教育カリキュラム等の検討に活かしていく方針です。

本基本計画は、新しい学校における教育の基本的な考え方や施設整備等の在り方についてまとめたものです。今後、関係者からの意見を踏まえて、より具体的な検討を進めていきます。

Ⅰ. 計画策定の経緯

（１）計画の位置づけ

人口減少や自然災害など、社会構造の変化や目まぐるしい時代潮流の中においても、本市が様々な課題を解決しながら、だれもが明るい未来を展望し、希望を抱くことができるまちづくりを行うため、令和６年（２０２４年）３月に「熊本市第８次総合計画」を策定しました。

この中では、目指すまちの姿として、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を掲げています。

教育委員会では、この熊本市総合計画に基づき、令和６年（２０２４年）３月に「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を基本理念とした「熊本市教育振興基本計画（令和６～９年度）〔熊本市教育大綱〕」を策定しました。

本計画は、この「熊本市教育振興基本計画」を具体的に進めるための計画として位置付けています。

（２）計画期間

策定から新校舎の供用開始までを計画期間とし、策定後に児童生徒数の増減や社会状況の変化があった際は、見直しを行う場合があります。

第2章 魅力ある学校づくり

2. 既存各校について

(1) 各校の概要

現在、藤園中学校校舎・城東小学校においては、建設から60年以上が経過しており、施設の老朽化に伴う更新をする必要があります。

表 2.1 敷地概要

施設名	所在地	竣工年	敷地面積	延床面積（校舎）
藤園中学校	熊本市中央区千葉城町 5番2号	昭和30年 (1955年) (普通校舎棟)	18,483 m ²	5,624 m ²
城東小学校	熊本市中央区千葉城町 5番1号	昭和34年 (1959年)	15,195 m ²	4,443 m ²
合計			33,678 m ²	10,067 m ²

※敷地面積は施設台帳における運動場面積を含むものです。

※延床面積は熊本市施設白書「06 施設白書（2章）市営住宅・学校」に記載の面積です。

※あおば支援学校・・・敷地面積4,507m²、延床面積3,401m²

(2) 各校の特色

藤園中学校・城東小学校においては、以下の教育目標を掲げ、地域との連携による教育活動等が行われています。

表 2.2 各校の特色

施設名	令和6年度教育目標	創立年	活動等
藤園 中学校	心豊かで、主体的に考え行動できる生徒の育成～豊かな人間性、学びに向かう力、健やかな体を備えた藤園プライドの継承～	昭和22年 (1947年)	【学校の特徴】 同敷地に城東小学校とあおば支援学校が立地しており、体育館やグラウンドを共有しています。あおば支援学校と、作品の発表会等で連携しています。 【部活動】 野球部 サッカー部 バスケットボール部（男子・女子） バドミントン部（男子・女子） 剣道部 吹奏楽部 美術部
城東 小学校	熊本城に象徴される質実剛健の風格を基調とし、児童の徳・知・体の調和的発展に努め、協働し、変わり続ける人材を育成する。	明治11年 (1878年)	【主な活動】 永年、健康教育に取組み、給食後の全校歯磨き、業間での青空活動（全校体育）、すこやかサミット（学校保健委員会）などを実践しています。 【学校の特徴】 熊本市のほぼ中央に位置し、近くには熊本城があり、どの教室からも熊本城を見ることができます。

3. 児童生徒数の現況及び将来推計

(1) 児童生徒数及び学級数の現況

現在の児童生徒数は以下のとおりです（令和6年（2024年）5月1日現在）。

表 2.3 既存各校の児童生徒数の現況（令和6年（2024年）5月1日現在）

施設名	学級数	児童・生徒数	教職員数
藤園中学校	13 学級（4 学級）	290 人（23 人）	32 人
城東小学校	12 学級（2 学級）	233 人（8 人）	18 人

※括弧内は、特別支援学級数、特別支援学級の児童生徒数、院内学級数及び院内学級の生徒数を表します（内数）。

現在、城東校区においては、児童生徒数がやや増加傾向にあります。

表 2.4 既存各校の児童生徒数の推計（令和6年（2024年）5月1日現在）

	施設名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
児童 生徒数 (人)	藤園中学校	267	298	313	354	333	338
	城東小学校	225	235	232	226	241	242

※通常学級のための児童生徒数の推計です。

(2) 計画学級数・教室数

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「標準法」という。）では、学級編制の基準を以下に示すとおりに定めています。また、本市では中学1年生で35人学級を実施しています。本計画では令和6年度(2024年度)の児童生徒数を踏まえ、城東小学校は10学級、藤園中学校は9学級の計19学級と、特別支援学級の設置を想定しています。

特別支援学級は、5学級を想定しています。通級指導教室は、2教室を想定しています。

表 2.5 学年編成の基準（令和6年（2024年）3月31日現在）

区分				1 学級の児童又は生徒の数 (標準法に基づく学級数)
通常 学級	単式学級	小学校及び義務教育学校前期課程		35 人
		中学校及び義務教育学校後期課程		40 人
	複式学級	小学校及び 義務教育学校前期課程	1 学年を含む	8 人
			1 学年を含まない	16 人
		中学校及び義務教育学校後期課程		8 人
	特別支援学級			8 人

表 2.6 計画学級数

	城東小学校						藤園中学校			合計
学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	
通常教室	1	2	2	2	2	1	3	3	3	19
特別支援 学級	2						3(1)			6
通級指導 教室	1						1			2

※括弧内は、院内学級の数を示します。

4. 城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて

こどもたちにとって良好な教育環境を確保するとともに、地域の拠点としての魅力ある学校づくりに向け、基本構想では、以下の5点について整理し、検討を行いました。

新しい学びの創造

- 社会状況の変化に対応する教育環境の整備
- 小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備

学校・地域の「共創空間」の創造

- 地域の拠点となる機能的な施設整備
- 避難所機能を有した施設整備
- 余剰地及び余剰スペースの活用

5. こどもたちとともに創りあげる学校

こども、保護者、地域住民、教職員とのワークショップやアンケート、意見交換会等を実施し、ご意見等を踏まえて、新しい学校における教育の基本的な考え方や施設整備方針をまとめます。

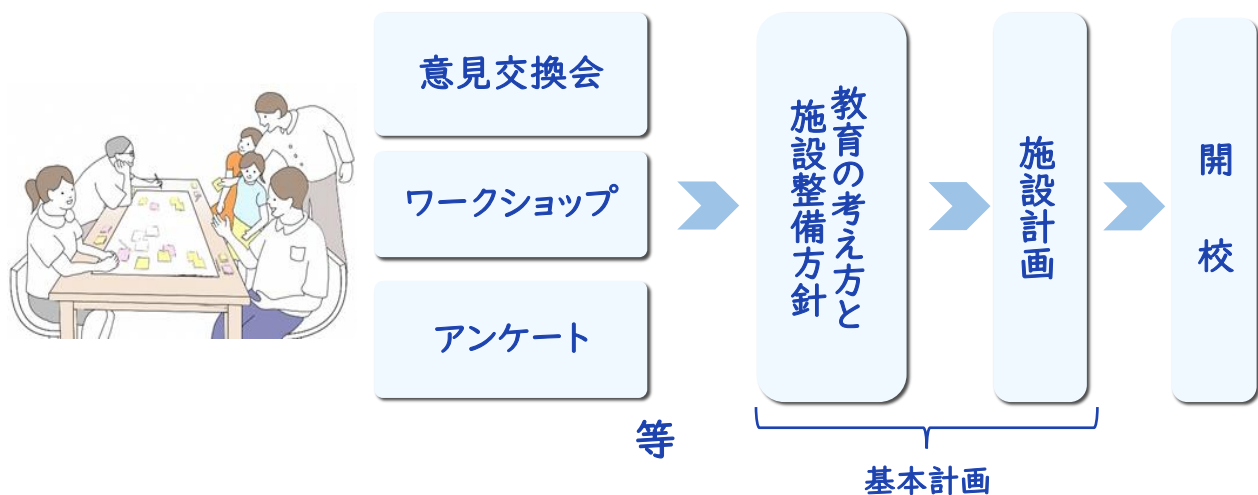


図 2.1 各意見の反映イメージ

6. 新しい学校における教育の基本的な考え方と施設整備方針

基本構想及び意見交換会、ワークショップでの意見を踏まえ、新しい学校における教育の基本的な考え方と施設整備方針を以下に示します。

(1) 新しい学びの創造

1) 社会状況の変化に対応する教育環境の整備

こどもたちを取り巻く環境は変化を続けており、少子化による児童生徒数の減少、昨今の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大による生活様式の変容、教職員の働き方改革への対応が求められています。

これからの予測困難な時代においては、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

このような状況を踏まえ、社会の状況に対応し、主体的に行動できるこどもを育む教育環境の整備を行います。

① これから求められる教育環境

- ・学校教育の基盤的ツールとして必要不可欠な ICT (Information and Communication Technology) を活用し、教育の質の向上に繋げること
- ・物理的・心理的な障壁を取り除き、インクルーシブな社会環境を整備すること
- ・教職員が児童生徒に対して、効率的・効果的な教育活動を行うことができる環境づくり

② 基本計画における施設整備方針

<令和の日本型学校教育※のスタンダード>

ICT を活用した授業を想定し、通常学級は文部科学省が公表している GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想等を踏まえた適切な面積が確保できるよう検討する。

<インクルーシブ教育システムの構築・性の多様性の尊重>

特別支援教育の充実、エレベーターの設置、ユニバーサルデザインを導入した施設づくり、児童生徒用の更衣室や多様な利用者に配慮した各階へのバリアフリートイレの整備等

<教職員の働く場としての機能向上>

打合せや個人・協働での作業等の多目的な使用が可能な共有スペース、リフレッシュや教員同士の情報交換等ができるスペースの整備を検討

<公共施設の資産総量の適正化>

前期・後期課程の室の共用化による施設規模の適正化、民間企業のノウハウや資金の活用等による総コストの削減を検討。

※中央教育審議会答申（令和3年（2021年）1月）の中で、日本の学校教育は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた「令和の日本型学校教育」を目指すとしています。

2) 小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備

本市は、教育振興基本計画及び教育大綱において、こども一人ひとりを尊重した教育の推進に向け、特別支援教育をはじめとする多様な教育的ニーズに対応した支援の充実やインクルーシブ教育⁴の推進を掲げています。

全てのこどもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための教育の充実を図るとともに、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムの⁵構築に取り組んでいます。

現在、藤園中学校、城東小学校、あおば支援学校は同一敷地内にあり、通常学級、特別支援学級や通級指導教室と特別支援学校という多様な学びの場が整備されている利点を生かし、既に交流及び共同学習を進めているほか、体育館やグラウンドを共有しています。

新たな学校を整備するにあたっては、小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地にある利点を生かし、障がいの有無に関わらず、全てのこどもが共用しやすい教室づくりや、授業や校内行事等で連携しやすい動線・配置計画、交流が可能な多目的室の設置等について検討するとともに、全てのこどもが共に学ぶことができる学校づくりを研究します。

(2) 学校・地域の「共創空間」の創造

1) 地域の拠点となる機能的な施設整備

地域に開かれた学校づくりを推進する上で、学校・地域が連携協力する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開するため、地域住民の協力が必要となります。

2) 避難所機能を有した施設整備

城東校区は、自然災害による浸水のリスクが想定されています。関係機関と連携し、児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域住民もハザードマップにおける浸水想定よりも高い位置に避難できる施設を検討します。また、分散備蓄倉庫、貯水機能付給水管、中水道設備（雨水利用）、太陽光発電設備等の整備を検討します。

⁴ インクルーシブ教育 …国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず、すべてのこどもが共に学び合う教育

⁵ インクルーシブ教育システム …人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

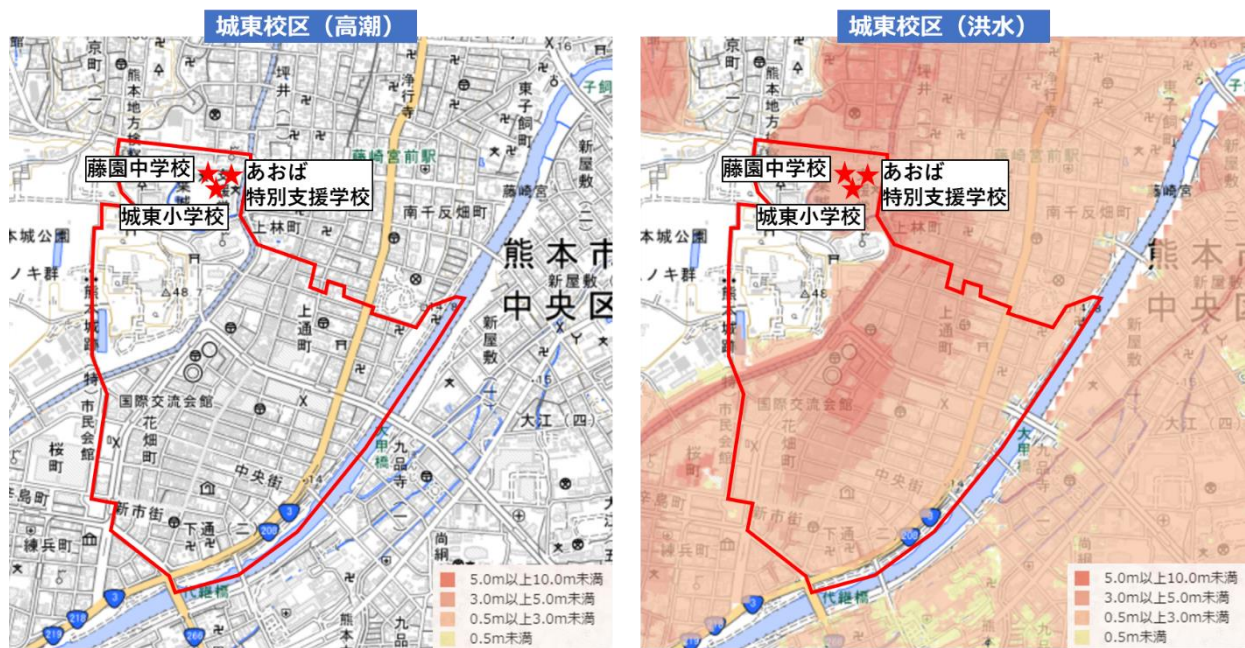


図 2.2 城東校区周辺に発生する自然災害の想定規模
出典：熊本市ハザードマップ（R3(2021).4.1）

3) 余剰地及び余剰スペースの活用

供用開始後の余剰地及び余剰スペース※1は、地域にとって貴重な財産です。これらは、「まちづくり」を見据えながら、有効活用していくことが求められています。

詳細は、第6章にて示します。

※1「余剰地及び余剰スペース」とは、学校施設の一体整備等により敷地に余剰が発生する場合の当該敷地及びスペースをいいます。

7. 児童育成クラブ

児童育成クラブや放課後子ども教室等、こどもの安全・安心な居場所の確保を図るため、学校施設の有効活用や、民間事業者による魅力的なサービス提供の可能性を検討します。

8. 教育センターの複合化

熊本市教育センターは、昭和 62 年（1987 年）に現在の千葉城町に建築されて以降、熊本市の教職員の資質向上のための施設として機能しています。しかしながら、建築から約 40 年が経ち、老朽化も見られることから、令和 10 年（2028 年）から大規模改修が予定されています。

城東小・藤園中と教育センターとを複合化することで、小中学校の教職員と教育センター職員との連携や、小中学校の特別教室の施設と教育センターの実習・研修室の共用も可能となります。これまで以上に教育実践と教科等研究の一体化が図られ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりへの支援体制を構築するとともに、教職員研修を兼ねた小中学校の授業参観等の実施により、資質向上につなげます。

教職員にとっては、より実践的・具体的な研修・研究を実施することができるようになり、熊本市全体の教育効果の高まりに資することができます。城東小・藤園中のこどもたちにとっても、ICT 活用をはじめ今求められている教育を先駆的に学ぶ機会に恵まれます。また、複合化した場合には、教育センター跡地を有効活用することにより、費用面でも大規模改修と同等もしくは削減が期待できます。

9. 上位・関連計画

（1）上位計画の整理

基本計画策定にあたり、上位計画の整理を行いました。各上位計画における留意点は以下に示すとおりです。

表 2.7 上位計画の整理

上位計画	留意点
熊本市第 8 次総合計画	ビジョンⅠ こどもが輝き、若者が希望を抱くまち 施策Ⅰ-3 こどもを主体とした教育の推進 (1)主体的に考え行動する力を育む教育の推進 ・ こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、自ら課題を見出し、解決していく探究型の学びを充実させるとともに、一人ひとりの興味や関心が異なることを前提に、それぞれの意欲・関心を高めることで、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。 (2)こども一人ひとりを尊重した教育の推進 ・ こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進に取り組みます。 ・ こどもの人権を尊重し、こどもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止、体罰・暴言等の不適切な指導の防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

	(3)最適な教育環境の整備 ・ 地域の実態に応じた学校運営ができるよう学校・家庭・地域の連携を図るとともに、質の高い教育を維持・発展させるために、教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化を進め、優れた人材の確保に取り組みます。バリアフリー化やデジタル化に対応した環境整備を進めます。 ビジョン3 市民生活を守る強くしなやかなまち 施策3-1 防災・減災の推進 (1)都市基盤の強靱化 ・ 道路等の交通インフラ、公共施設、保健・医療・福祉施設などの耐震化と機能強化を行うとともに、老朽化に対しては計画的な対策を講じます。 ビジョン5 豊かな環境を未来につなぐまち 施策5-1 カーボンニュートラルの実現 (2)市役所の事務及び事業の脱炭素化の推進 ・ 再生可能エネルギー設備の最大限の導入、省エネルギー対策や電力の需給調整の推進、脱炭素電力の調達により、市有施設における電力の脱炭素化を推進します。
熊本市教育振興基本計画〔熊本市教育大綱〕 実施計画	[主体的に考え行動する力を育む教育の推進] ・ ICTの活用により、児童・生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行うとともに、図書の活用により、読書活動や調べ学習を充実させ、主体的に学ぶ力を育みます。 ・ それぞれの中学校区に応じた小中一貫教育や幼小中の連携を推進することにより、学力向上と児童生徒指導の充実を図ります。 ・ 各学校の活動を持続可能な開発のための教育（ESD）の視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進します。 [こども一人ひとりを尊重した教育の推進] ・ こどものニーズに沿った多様な学びの場の整備を進めるとともに、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の指導・支援の充実を図ります。 [最適な教育環境の整備] ・ こどもが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう学校規模の適正化や通学区域の弾力化、義務教育学校の設置等を進めます。 ・ 家庭や地域との連携による授業や体験活動、学校行事などを行い、開かれた学校づくりを進めます。 ・ 地域や家庭が共に学び支え合う社会の実現に向けて、地域学校協働活動やコミュニティスクールの導入などを検討していきます。

表 2.8 上位計画の整理

(2) 関連計画の整理

基本計画策定にあたり、関連計画の整理を行いました。各関連計画における留意点は以下に示すとおりです。

表 2.9 関連計画の整理（国）

関連計画	留意点
新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）	5つの姿の方向性 ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現 ・ 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現 ・ 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現 ・ 子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現 ・ 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現
GIGA スクール構想の実現について	・ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する
エコスクール—環境を考慮した学校施設の整備推進—	<u>施設面：やさしく造る</u> ・ 学習空間、生活空間として健康で快適である、周辺環境と調和している、環境への負荷を低減させる設計・建設とする <u>運営面：賢く・永く使う</u> ・ 耐久性やフレキシビリティに配慮する、自然エネルギーを有効活用する、無駄なく効率よく使う <u>教育面：学習に資する</u> ・ 環境教育にも活用する
新・放課後子ども総合プラン（2019～2023年度）2024年度から放課後児童対策パッケージへ移行	・ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校 施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80% を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブ を実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用する。

表 2.10 関連計画の整理（熊本市）

留意点	留意点
藤園中学校・城東小学校 魅力ある学校づくり 基本構想	<新しい学びの創造> ・ 社会状況の変化に対応する教育環境の整備 ・ 小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある 利点を生かした教育環境の整備 <学校・地域の「共創空間」の創造> ・ 地域の拠点となる機能的な施設整備 ・ 避難所機能を有した施設整備 ・ 余剰地及び余剰スペースの活用
熊本市学校規模適正化基本方針	・ 学校規模や配置の適正化については、保護者、地域の方々と学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って検討を行い、理解と協力を得ながら進めていく ※城東小学校（9学級）及び藤園中学校（10学級）はいずれも小規模校

熊本市公共施設等 総合管理計画	・ 資産総量の適正化や施設の長寿命化を図るとともに、施設運営に要する総コストの削減に向けた取組を推進する ・ 災害時の避難所利用から、安全性の確保やバリアフリー対応など、避難所としての機能強化に努める
熊本市学校施設 長寿命化計画	・ 学校施設の長寿命化におけた計画的な保全への移行 ・ 学校施設のバリアフリー化の推進と安全・安心の確保 ・ 長寿命化に向けた保全計画を支える情報管理
熊本市公民連携 手法活用指針	・ 大規模施設の更新、維持管理、運営への対応のため、民間の資金やノウハウを活用した PPP/PFI 手法の積極的な導入を推進する
第2次熊本市 人権教育・啓発 基本計画	<u>基本方針</u> ・ 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進 ・ 人権尊重を基調とした施策の推進 ・ 人権感覚豊かな市職員の育成 ・ 関係機関等との連携強化 ・ ヘイトスピーチへの迅速な対応と条例等の制定による差別の解消に向けた取組
第2次熊本市 特別支援教育 推進計画	・ 基本目標：一人ひとりの育ちを支える特別支援教育の充実 ・ 特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの自立や社会参加に向け、適切な指導及び必要な支援の充実を図ること、すべての人々がいきいきと活躍できる共生社会の実現をめざす ・ 連続性のある「多様な学びの場」の充実：中学校における通級指導教室の整備を進める ・ 共生社会の実現に向けた教育の推進：障がいのある人となない人の相互理解を促進するため、交流及び共同学習を積極的に進めることで育成を図る
熊本市 緑の基本計画	持続可能な「森の都」の実現 ・ 【緑を守る】豊かな自然の保全・共生 ・ 【緑を育む】緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出 ・ 【緑を活かす】様々な機能を持つ緑の活用 ・ 【緑を繋げる】緑を支える人づくり・組織づくり
熊本市公共事業 環境配慮指針	<u>重点配慮事項</u> ・ 再生可能エネルギーの導入推進：太陽光発電設備の最大限の導入※、その他の再生可能エネルギーの検討、脱炭素電力の購入契約 ※イニシャルコスト・ランニングコストの増加が課題となることから PPA 方式の活用を検討 ・ 省エネルギーの推進：ZEB の導入検討、LED 照明機器の設置、トップランナー基準に適合した製品やグリーン購入指針に基づく製品の購入 ・ その他の温室効果ガスの発生抑制：電気自動車等の調達、ノンフロン・代替フロンの採用、エコドライブの実践 ・ 地下水のかん養及び保全：雨水浸透ますの設置、透水性の舗装、節水型給水設備、地下水へ影響を及ぼさない措置 ・ 緑の創出及び保全： ＜緑の創出＞道路・街路整備に係る緑化、学校に係る緑化（敷地面積の 20%以上の緑化面積を目標とする）、公園に係る緑化、その他の公共施設に係る緑化 ＜緑の保全＞環境保護地区の保全、保存樹木及び保存樹林の保全建設廃棄物の減量及びリサイクルの推進：建設廃棄物の

	発生抑制・再資源化、建設発生土の発生抑制・工事間利用の推進、再生骨材・再生加熱アスファルト混合物等の利用
熊本市 立地適正化計画	都市機能誘導区域である中心市街地及び地域拠点において、日常生活に必要な都市機能の維持・確保を図る
熊本市 地域防災計画	<u>避難所の機能強化</u> - バリアフリー化の推進、備蓄物資の確保 - 停電時に電力を供給する太陽光発電設備及び外部給電機器等の導入、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、固定電話の設置など必要に応じた機能強化 - 避難所の教室を開放するにあたっては、熱中症対策のためのエアコン設置教室の開放、感染症予防対策としての避難スペース拡大、保健室の設置及び要配慮者等への福祉避難室の確保、トイレ未設置体育館における校舎内トイレの利用、浸水想定区域にある避難所での垂直避難のため校舎利用を推進 - 応急給水活動を円滑に行えるよう小中学校等における貯水機能付給水管の整備
熊本市景観計画	<u>都市型居住景観形成ゾーン（中心部）の景観形成方針</u> ～熊本城をシンボルとする中心市街地と一体となった都市型居住景観の形成～ - 土地の高度利用を活かしながら、熊本城への眺望や熊本城から阿蘇への眺望に配慮した景観形成を図ります。 - 中心商業地のにぎわいや楽しさを大切にしながら、都市の顔にふさわしい景観形成を図ります。 - 市街地に残された緑や水辺を活かしたうるおいの感じられる景観形成を図ります。 - 歴史的風致維持向上計画の重点区域に含まれる新町・古町等の城下町の趣きが残る歴史的なまち並み地区は、歴史的資源を活かし、歴史を感じられる景観形成を図ります。 重点地域「熊本城周辺地域」の景観形成方針 <u>天守閣をはじめとする櫓、石垣、樹木等の熊本城の構成要素について、周囲の市街地から眺めることができる視点場からの眺望をできる限り保全するとともに、周辺のまち並み景観と調和した良好な眺望となるよう向上を図ります。</u> <u>遠景の阿蘇の山並みと近景の城内の樹木及びそれらに挟まれた市街地を一望できる熊本城からの眺望を可能な限り保全します。</u> <u>熊本城の石垣の美しさを強く訴える坪井川等と直接接する市街地においては、熊本城との間のゆとりある眺望を可能な限り保全します。</u> <u>熊本城周囲の市街地については、熊本城のシンボル性を損なうことがないよう、建築物や工作物、屋外広告物の位置や規模、色彩、意匠等について、まち並みとの調和に配慮します。</u> <u>災害時に有効に機能しつつ、魅力と活力ある空間が広がる都市づくりのために、平面駐車場等の低未利用地の活用も含めた再開発等により、公開空地などの空間を生み出し、歩いて楽しく、快適で居心地がよい、きめ細かくデザインされた質の高い都市空間を創出します。</u>
熊本市子ども輝き 未来プラン2020	<u>放課後児童対策の充実</u> 児童育成クラブは、新・放課後子ども総合 プランを視野に入れ、小学校高学年の児童 の受け入れや全ての児童育成クラブでの

	児童一人あたりの面積要件の達成を目指し、余裕教室の利用拡大。 ・学校施設の活用方策や放課後の児童のあり方について、熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会で検討を行う。
--	--

第3章 施設整備の基本的な考え方

1. 計画地について

(1) 計画地の選定

新しい学校の建設予定地については、現在地とします。

(2) 計画地の概要

計画地の概要を以下に示します。

表 3.1 敷地概要

項目	藤園中学校・城東小学校
所在地	熊本市中央区千葉城町5番1号及び2号
敷地面積	33,678 m ²
インフラ整備状況	給 水：北側にφ200mm 敷設 汚水排水：北側にφ700mm 敷設 西側にφ250mm 敷設 都市ガス：周辺敷地より供給可能 電 力：周辺敷地より供給可能 通 信：周辺敷地より供給可能

敷地における法規制や条件を以下に整理します。

表 3.2 敷地における法規制等

項目	藤園中学校・城東小学校
用途地域	第二種住居地域
建蔽率/容積率	60%/200%
防火・準防火	準防火地域
日影規制	測定面4.0m 規制時間5h、3h
道路斜線	勾配1.25
隣地斜線	立上り20m+勾配1.25
建築物等の高さ	熊本市景観計画に基づく景観形成基準 一般地区：海拔 55m を超えないこと
都市計画	熊本都市計画区域
区域区分	市街化区域
熊本市都市マスタープラン、立地適正化計画	都市機能誘導区域・居住誘導区域
ハザードマップ	3m～5m未満（洪水） ※敷地西側の一部が土砂災害警戒区域
埋蔵文化財包蔵地	包蔵地（藤園中学校校庭遺跡）
接道	北側：千葉城町第1号線 （最小幅員6.0m、最大幅員6.0m） 西側：千葉城町第2号線 （最小幅員3.5m、最大幅員4.8m） 南側：千葉城町南坪井町第1号線 （最小幅員4.4m、最大幅員9.4m）

2. 施設規模の検討

（1）施設規模適正化の検討

1）既存施設の活用

- ・新設校舎とのコンパクトな動線や良好な教室・校庭・体育館環境を確保しながら、経過年数が浅い既存体育館と武道場を活用することで、新築する建物面積を削減し、建築費の抑制に繋がります。

2）施設の共用化

- ・小学校・中学校の施設については、あおば支援学校と一部共用化を図ります。
- ・特別教室を、小学校・中学校で共用して使用します。

3）給食調理場

- ・現在、藤園中学校は共同調理場から配送を受けており、城東小学校はあおば支援学校から配送を受けています。
- ・新しい学校の給食の提供については、小学校・中学校ともに共同調理場又はあおば支援学校からの配送を前提に検討を行います。

4) 教育センターの複合化

- ・特別教室を実習室として併用することで、研修の質の向上を図るとともに、施設規模の適正化を目指します。

複合化後の教育センターの諸室を以下のように想定します。

エリア	室名
研修室	大研修室、中研修室、小研修室、スタジオ
執務室	執務室、図書資料室、
その他諸室	図書資料室、書庫・倉庫、所長室、相談室、ラウンジ、その他共用部
想定面積：約1,900㎡程度	

(2) 想定諸室（案）

上述の検討や既存各校の諸室等を踏まえ、諸室を以下のように想定します。

エリア	室名
普通教室	通常学級、特別支援学級、少人数教室
特別教室	総合図書館、理科室、図工室、美術室、技術室、調理室、被服室、音楽室、各準備室、生活科室、カウンセリング室、カウンセラー室、多目的室
管理諸室	職員室、院内学級、校長室、事務室、会議室、放送室、保健室、職員更衣室
体育施設	体育館、更衣室、多目的トイレ、倉庫、武道場、プール
共用部分	配膳室、児童生徒会室、児童生徒更衣室、昇降口、その他共用部
その他	地域連携室、体育倉庫、部室、屋外トイレ
想定面積：10,000～11,000㎡程度	

3. 施設配置の検討

以下に示す前提条件をもとに、敷地内の配置・動線計画の検討を行いました。

- ・日当たりがよく、可能な限り整形で、広いグラウンド環境を確保します。
- ・児童生徒の登下校動線、来客者動線、車両動線に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性に配慮した配置とします。
- ・1階諸室への搬出入に配慮した車両動線を確保します。
- ・あおば支援学校の送迎スペースの確保・動線にも配慮した計画とします。
- ・小学校、中学校、あおば支援学校の連携に配慮した配置計画とします。
- ・武道場、中学校体育館、あおば支援学校は既存施設を利用します。

前節の条件から、施設配置の比較検討を行いました。

表 3.3 配置比較表

項目		A 案		B 案		C 案	
配置イメージ							
凡例 新校舎 民間施設 グラウンド 既存施設（利活用） 既存施設（解体）							
教室環境	陽当たり	◎	全室で南北向きの配置が可能	△	普通教室が西向きとなる	○	全室で南北向きの配置が可能だが、南側が近隣に近い
	開放感・視線	○	普通教室はグラウンド向き 北向き教室の一部が近隣住宅に面する	○	普通教室はグラウンド向き 特別教室は坪井川向き	△	普通教室が近隣向き
	眺望	◎	熊本城への眺望が期待できる	◎	熊本城への眺望が期待できる	△	一部で熊本城への眺望が期待できる
校庭環境	形状・面積	◎	現状同等以上の面積で、整形の校庭を確保可能	◎	現状同等以上の面積で、整形の校庭を確保可能	◎	現状同等以上の面積で、整形の校庭を確保可能
	陽当たり	◎	南向きで良好な陽当たりを確保可能	△	東側の校舎等の影が発生	△	南側の校舎の影が発生
動線	校舎・体育館	◎	校舎から体育施設が近い	△	体育施設への動線が長くなる	○	校舎から体育施設が比較的近い
	外構	◎	正門から校舎が近い	○	正門から校舎が比較的近い	△	正門から校舎が遠くなる
あおば支援学校との連携		◎	隣接するため交流・連携しやすい	◎	隣接するため交流・連携しやすい	△	離れるため、交流・連携がしにくい
セキュリティ		○	正門・校庭に目が届きやすい	△	正門への見通し確保が困難	△	正門へ目が届きにくい
歩車分離		－	教職員は北西門等を利用する検討が必要	－	教職員は南門等を利用する検討が必要	－	教職員は南門等を利用する検討が必要
工事中 の環境	工事手順		①中学校仮設校舎建設→引越（中） ②既存中学校校舎解体 ③新校舎・小体育館建設→引越（小中） ④既存小学校校舎・体育館解体		①小学校仮設校舎建設→引越（小） ②既存小学校校舎・体育館解体 ③新校舎建設→引越（小中） ④既存中学校校舎解体		①新校舎建設→引越（小中） ②既存小学校校舎・体育館、中学校校舎解体
	仮設校舎	△	仮設校舎あり（中学校）	△	仮設校舎あり（小学校）	◎	仮設校舎なし
	体育施設	◎	工事期間中を通じて体育施設の確保が可能	△	工事期間中の小学校体育館が確保できない	◎	工事期間中を通じて体育施設確保
	工事期間	△	仮設校舎が必要となるため、工期が相対的にやや長くなる	△	仮設校舎が必要となるため、工期が相対的にやや長くなる	○	仮設校舎不要のため工期が相対的に短い
民間施設に よる影響	日影	△	グラウンドに影が発生	○	学校への日影の影響はない	○	学校への日影の影響はない
	動線	◎	明確に分離が可能	△	正門の動線が混在し、安全性等に懸念がある	△	正門の動線が混在し、安全性等に懸念がある
総合評価		◎	良好な教育環境が確保でき、あおば支援学校との連携も期待できる	△	校舎と体育施設が離れる、工事期間中に小学校体育館が利用できないなどの課題が大きい	△	工期が短い、教室環境に課題があり、あおば支援学校との連携がしにくいなど、課題が大きい

4. 施設計画の検討

以下に示す前提条件をもとに、諸室の検討を行いました。

- ・ 小学校・中学校の児童生徒が共用する場所は、体格差に配慮した配置や設備、什器等の選定を行います。
- ・ 普通教室の配置は、採光に配慮した計画とします。
- ・ 管理諸室から正門や昇降口、校庭等を見守ることができ、見通しのよい配置計画とします。
- ・ 洪水等の浸水対策として、2階以上に避難スペースを確保します。

(1) 校舎

1) 普通教室

① 通常学級

- ・ 学年のまとまりなどに配慮したゾーニングとし、手洗い場の位置等にも配慮します。
- ・ 採光条件の良い配置を基本とします。

② 少人数教室

- ・ 小学校、中学校それぞれの通常学級まわりに配置します。
- ・ グループ学習や活動に対応できる教室として計画します。

③ 特別支援学級

- ・ 低層階に配置し、保護者等の送迎にも配慮した配置とします。
- ・ 多様な障がいの特性に配慮しつつ、落ち着いた環境でインクルーシブ教育の推進に配慮します。
- ・ 刺激に敏感な児童生徒が利用することを考慮し、音環境・臭気等に配慮した計画とします。
- ・ カーテン等の間仕切りを設けるなど、更衣やクールダウンができる室として計画します。

2) 特別教室

① 総合図書館（総合図書エリア）

- ・ 小学校、中学校、あおば支援学校から利用しやすい配置とし、学校の中心的な位置に配置します。
- ・ ICT教育を含む多様なリソースを活用し、調べる、まとめる、発表する等の学習が行える場所（ラーニング・コモンズ）として整備します。
- ・ 複数人でのグループ学習や調べ学習及び発表、個人での静かな読書や自習等が可能なスペース、リラクセススペースなど、自由な形で学びや調べ学習ができる仕様とします。
- ・ 学齢に応じた蔵書・配架計画とします。
- ・ 書架展示スペースを設けるなど、児童生徒が図書に親しめる工夫を行います。

② 理科室・理科準備室

- ・ 火気やガス、薬品等の使用を考慮し、換気に配慮した計画とします。

- ・ 耐薬、耐熱性能を有する床仕上げとします。
- ③ 図工室・図工準備室
 - ・ 製作活動に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上げ材とします。
 - ・ 臭気や粉じんの出る作業を想定し、換気に配慮した計画とします。
- ④ 美術室・美術準備室
 - ・ 製作活動に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上げ材とします。
- ⑤ 技術室・技術準備室
 - ・ 製作活動に配慮し、汚れにくく清掃しやすい仕上げ材とします。
 - ・ 臭気や粉じんの出る作業を想定し、換気に配慮した計画とします。
- ⑥ 調理室・調理準備室
 - ・ 汚れにくく清掃しやすい仕上げとします。
 - ・ 食器や調理器具等を収納できる、十分な収納スペースを確保します。
- ⑦ 被服室・被服準備室
 - ・ ミシンなどの収納スペースを設置します。
 - ・ ミシンやアイロン、裁縫用の材料等を収納できる、十分な収納スペースを確保します。
- ⑧ 音楽室・音楽準備室・楽器庫
 - ・ 他の教室や近隣への音の影響に十分配慮した配置とします。
 - ・ 室形状や内装材等については、室内音響を考慮した計画とします。
 - ・ 楽器を収納できる楽器庫を設け、行事等での屋外や屋内運動場への楽器の運搬に配慮した計画とします。
- ⑨ 生活科室
 - ・ 低学年の通常学級に近接して計画します。
- ⑩ 多目的室
 - ・ 児童生徒の日常的な異学年交流や発表・意見交換、地域交流の場として利用できる計画とします。
 - ・ 小学校、中学校、あおば支援学校から利用しやすい配置とします。
- ⑪ カウンセリング室、カウンセラー室
 - ・ プライバシーに配慮した配置とします。
 - ・ カウンセリングの内容が外部に聞こえないように、遮音性能を確保します。

3) 管理諸室

- ① 職員室
 - ・ 教職員の執務・作業スペースを十分に確保することを基本とし、教職員同士がリラックスでき、相談や談話等の多目的な利用が可能なスペースを設けます。
 - ・ 校内各所に迅速に移動でき、児童生徒を見守りやすい位置に設置します。
 - ・ 児童生徒とのコミュニケーションが促されるよう、相談や談話等を行うことができる空間を周辺に確保する計画とします。
- ② 校長室
 - ・ 教職員や事務職員との連携を図りやすいよう、職員室・事務室に近い配置とします。
 - ・ 来客の応対を行うことができるスペースと、会議スペースを設けます。

③ 事務室

- ・ 教職員や事務職員との連携を図りやすいよう、職員室・校長室に近い配置とします。
- ・ 1階に配置し、来客対応に配慮した配置とします。

④ 会議室

- ・ 職員会議ができる室として、設置します。

⑤ 放送室

- ・ 職員室からの導線に配慮した計画とします。

⑥ 保健室

- ・ 急な怪我人や病人に対応できるよう、グラウンドに面した1階に配置します。
- ・ 保健室の出入口まで緊急車両が乗り入れ可能な配置とします。
- ・ シャワー室やトイレ（多目的）、洗濯機を設置できるスペースを計画します。
- ・ 保健室内に仕切りができる相談スペースの確保を検討します。

⑦ 職員更衣室

- ・ 職員室の近傍に配置します。

4) 共用部

① 昇降口

- ・ 昇降口で外履きと内履きを履き替えるものとします。
- ・ 動線計画に合わせて適切な位置に設置します。
- ・ 登下校時の安全面に配慮した位置に設置します。

② 配膳室

- ・ 1階に設け、屋外から直接出入りできる計画とします。
- ・ プラットホームを設け、給食配送車が無理なく出入できる計画とします。
- ・ 廊下との出入口は広い間口を確保する計画とします。

③ ランチルーム

- ・ 小学校・中学校からアクセスしやすい位置に計画します。
- ・ 交流しやすい席配置とします。
- ・ イベントや発表が行えるスペースを計画します。

④ 児童・生徒会室

- ・ 通常学級又は管理諸室の近傍に配置する計画とします。

⑤ 児童・生徒更衣室

⑥ プール附属室

- ・ 男女別に更衣室を設け、各更衣室に1クラス分の棚を設けます。
- ・ プールから直接備品の出し入れが可能な器具庫を設けます。

⑦ トイレ・バリアフリートイレ

- ・ 明るく清潔感のある空間とします。
- ・ 児童生徒や教職員等が利用しやすい位置に設けます。

⑧ その他共用部

- ・ 廊下の角や階段の踊り場付近は見通しを確保するなど、児童生徒の安全性に配慮します。

5) 別棟施設

① 体育倉庫

- ・ グラウンドで使用する用具を収納することを想定した配置とします。
- ・ 大型備品の出し入れも容易にできるよう、扉の間口は広く確保します。

② 屋外トイレ

- ・ グラウンドから使用しやすい位置に整備します。

(2) 屋内運動場

1) 体育施設

① ステージ

- ・ 小体育館にステージを設け、式典等での使いやすさに配慮した位置に設けます。
- ・ 設置位置の変更に配慮したステージ階段、車いす利用者がステージに上がることができるスロープを設けます。

② 小体育館

- ・ 小学校用の運動施設とするため、児童が使いやすい位置に配置します。
- ・ 避難安全性や行事時のスムーズな入退室に配慮した計画とします。
- ・ 競技に適した採光、通風及び換気に配慮します。

③ 器具庫

- ・ 小体育館から直接備品を出し入れできる配置とします。
- ・ 将来、総合型地域スポーツクラブが利用することも想定し、十分な収納スペースを確保するとともに動線に配慮します。

④ 放送室

- ・ ステージからの動線に配慮した位置とします。

⑤ 玄関

- ・ 災害時を想定し、災害時優先電話を設置するためのスペースを確保します。

⑥ 更衣室

- ・ 小体育館利用者用とし、地域開放や避難所利用した場合の動線・管理区分に配慮した配置とします。

⑦ 男女トイレ・バリアフリースイートイレ

- ・ 屋内運動場用のトイレを設けます。
- ・ バリアフリースイートイレは、屋内運動場用のトイレの近傍に設けます。

2) 既存体育館・武道場

- ・ 生徒が利用しやすい配置・動線計画とします。
- ・ 雨天時でも生徒が円滑に行き来できるよう渡り廊下を設置し、円滑に移動できるようバリアフリー動線を確保します。

(3) その他

1) 通級指導教室

- ・ 校内や屋外からも出入りがしやすく、可能な限り送迎の動線に近い低層階に配置します。
- ・ 刺激に敏感な児童生徒が利用することを考慮し、音環境・臭気等に配慮した計画とします。

2) 地域連携室

- ・ 学校と地域との連携・協働を深め、地域の教育資源を活かし、児童生徒の成長を支援する計画とします。
- ・ 管理諸室に近接させるなど、セキュリティや安全面に配慮した動線計画・配置とします。
- ・ 地域や保護者なども利用できるミーティングルームとしての利用も検討します。

3) 分散備蓄倉庫

- ・ 災害時における避難者の生活や被災者の救助等に必要な食料や水、救助活動のための道具等を保管します。

(4) 屋外施設等

1) プール

- ・ 小学校、中学校、あおば支援学校から利用しやすい位置に計画します。
- ・ 25mプールを設置します。
- ・ 児童生徒の体格差に配慮し、低学年の利用時の安全性に配慮した計画とします。
- ・ プール水面への日当たりに配慮しつつ、プールサイドに日除けを設置します。
- ・ 外部からの視線に配慮し、プール周囲に目隠しを設置します。

2) グラウンド

- ・ 全学年の利用を想定した計画とします。
- ・ 運動会の開催等に配慮し、運動スペースに加えて観覧スペース等に配慮した計画とします。
- ・ 200mトラック、100m直線コースを確保します。
- ・ 児童等が安全に遊べる遊具スペースを、低学年の通常学級から利用しやすい位置に配置します。

3) 駐車スペース・駐輪場

- ・ 来校者用駐車スペースを、敷地内に確保します。
- ・ 駐輪場は、登下校時の動線の安全に配慮した位置に設置します。

4) 外構

- ・ 熊本市緑の基本計画を踏まえ、自然環境が有する多様な機能を活用する、雨水流出抑制に努めるなど、多様なグリーンインフラに関する取り組みを積極的に行います。
- ・ 花壇・学級菜園、理科菜園を設けます。
- ・ 既存樹木を極力活用し、新たに植樹する場合は樹種等についても配慮します。

5. その他の検討事項

(1) 地域連携機能の考え方

既存小・中学校の地域との連携のあり方やカリキュラム等を踏まえて、地域連携室の機能や配置を検討します。

(2) 登下校時の安全性の確保

自動車や登下校時の歩行者の通行に配慮した計画とします。

また、給食搬送車両等についても、児童生徒の安全性の確保について検討します。

(3) 環境への配慮

再生可能エネルギーの最大限の導入及びエネルギーの効率的な利用等、環境に配慮した計画とします。基本計画における主な配慮事項を以下に示します。

- ・自然光及び自然通風を可能な限り取り込めるような計画とします。
- ・太陽光発電設備の最大限の導入を検討します。
- ・雨水利用の採用を検討します。
- ・熊本市公共建築物等における木材利用推進方針に基づき、内装材の木質化を検討します。
- ・省エネ・再エネ技術・設備の導入に際しては、ライフサイクルコストを踏まえた検討を行います。
- ・ZEB※（Net Zero Energy Building）化等の検討を行います。

※快適な室内環境を実現しつつ、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物をいいます。一次エネルギー消費量の50%以上を削減する「ZEB Ready」があります。また、延べ面積が10,000平方メートル以上の建築物において、「ZEB Ready」を見据えた「ZEB Oriented」、一次エネルギー消費量の75%以上を削減する「Nearly ZEB」、100%以上を削減する『ZEB』があります。

(4) 工事期間中の児童・生徒への配慮及び教育活動の工夫

- ・既存学校への騒音、振動、粉じん等について、児童・生徒だけでなく周辺住民に対しても配慮した計画とします。
- ・工事期間中も児童・生徒がグラウンドや体育館等を継続して利用できるように配慮します。
- ・あおば支援学校の教育環境や、送迎スペースの確保等についても配慮した計画とします。

(5) 学校体育館の騒音・振動による影響

体育館を整備する場合は、配置によって周辺の住宅等に騒音・振動の問題が発生する可能性があります。配置の検討にあたっては、十分な配慮を行っていきます。

(6) 地域コミュニティセンターの検討

地域コミュニティセンターは、まちづくりや地域福祉、健康増進、ボランティア活動、生涯学習など市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設として、概ね小学校区を単位として整備を行っています。現在、城東小学校校区には地域コミュニティセンターが未設置となっており、地域の皆様からは適切な場所に設置を求めのご意見をいただいています。

今後、地域の皆様のご意見を聞きながら、敷地内へのコミュニティセンター設置の適否について検討をしていきます。

第4章 事業手法及び概算事業費

1. 事業手法の比較と事業手法のイメージ

(1) 事業手法の概要

本校で想定される事業手法（従来方式、デザインビルド（DB）方式、DBO方式、PFI（BT0）方式）の概要を以下に整理しました。

表 4.1 事業手法の概要

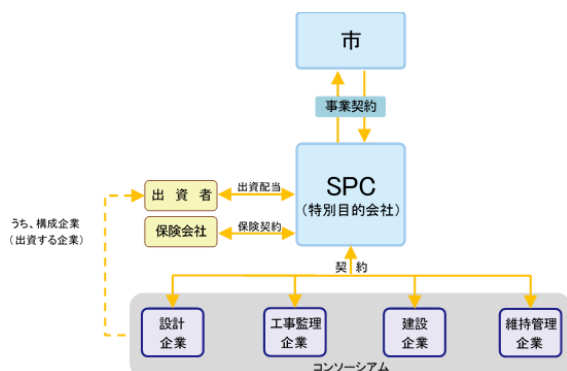
(1) 従来方式	
市が、国庫補助金や起債等により自ら資金を調達し、設計・建設、維持管理等について、業務ごとに仕様を定め、民間事業者に単年度業務として個別に発注等を行う事業方式 ◇資金調達 → 市 ◇設計、建設、維持管理 → 市	従来方式の概念図
(2) デザインビルド（DB）（design build）方式	
民間事業者（設計企業、工事監理企業、建設企業の共同事業体等）が、市から公共施設の設計建設を一括して請負、実施する事業方式 ◇資金調達 → 市 ◇設計、建設 → 民間 ◇維持管理 → 市	DB方式の概念図

(3) デザインビルド・オペレート (DBO) (design build operate) 方式

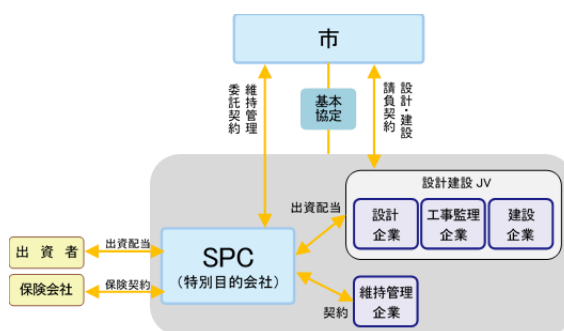
市が国庫補助金や起債等により自ら資金調達し、民間事業者が公共施設等の設計 (Design) ・建設 (Build) ・維持管理 (Operate) を行う事業方式

契約形態としては、PFI 手法と同様、設計・建設・維持管理を包括する事業計画を締結する方法と、基本協定と、それに基づく設計・建設請負契約、維持管理委託契約を組み合わせる方法等が見られる

◇資金調達 → 市
◇設計、建設 → 民間
◇維持管理 → 民間



※SPC（設計・建設・維持管理・運営）と事業契約を締結する場合



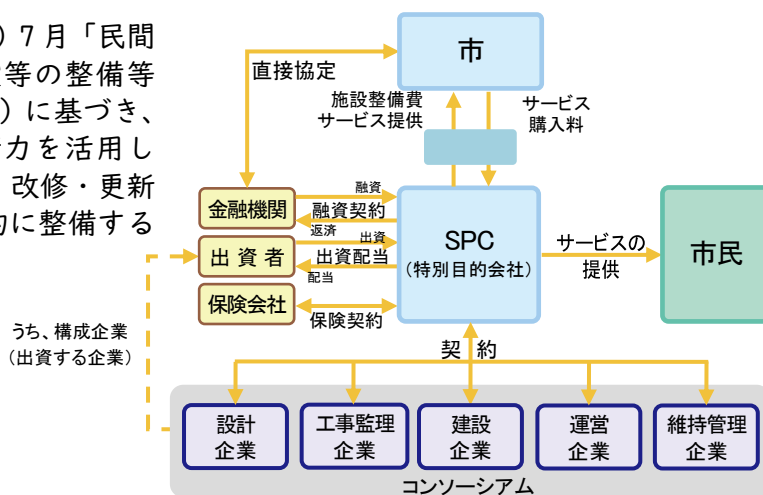
※設計建設等の共同事業体、SPC（維持管理・運営）と別契約を締結する場合

DBO方式の概念図

(4) PFI (Private Finance Initiative) 方式

PFIとは、平成11年(1999年)7月「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理等を効率的・効果的に整備する事業方式

◇資金調達
→ 市・民間
◇設計、建設、維持管理
→ 民間



PFI方式の概念図

※ (1) ~ (4) の学校運営はすべて市

(2) 事業手法の特徴

本校で想定される事業手法における特徴の整理を行いました。

	従来方式	DB方式	DBO方式	PFI (BTO) 方式
コスト削減	・設計、建設、維持管理等の分割発注・仕様発注のためコスト削減の余地は小さい。	・設計、建設の一括発注により効率化が図られコスト削減が可能。 ・起債を活用することで、民間より低い金利での資金調達が可能となり、コスト削減ができる。	・設計、建設、維持管理の一括発注により効率化が図られコスト削減が可能。 ・地方債を活用することで、初期段階のコスト削減ができる。 ・SPC を設立する場合、SPC の運営費等による追加コストが発生する。	・設計、建設、維持管理の一括発注により効率化が図られコスト削減が可能。 ・地方債を活用せず、全て民間資金を活用することで、初期段階の財政負担が軽減される。 ・民間資金の調達コスト及びSPCの運営費等の追加コストが発生する。
財政負担の平準化	・施設整備費用の一括の支払いによる財政負担が大きい。地方債の活用により一定の平準化は図れる。	・施設整備費用の一括の支払いによる財政負担が大きい。地方債の活用により一定の平準化は図れる。	・施設整備費用の一括の支払いによる財政負担が大きい。地方債の活用により一定の平準化は図れる。	・割賦支払いにより単年度の財政負担が軽減され、平準化が図れることによるメリットが大きい。
資金調達	・施設整備費用として、市が一括して資金調達をする必要があるため、事業当初に相当の財源が必要となる。	・施設整備費用として、市が一括して資金調達をする必要があるため、事業当初に相当の財源が必要となる。	・施設整備費用として、市が一括して資金調達をする必要があるため、事業当初に相当の財源が必要となる。	・施設整備費用の一部を割賦払いを行うため、事業当初の市の資金調達が軽減される。
サービス水準	・分離発注、単年度契約となるため、民間ノウハウの発揮によるサービス水準の向上は限定的となる。	・設計の段階から施工事業者が関与するため、民間事業者の創意工夫の発揮によって、魅力ある教育環境の施設計画が可能となる。	・設計の段階から維持管理・運営事業者が関与するため、サービス水準の向上とリンクした計画策定が可能となる。 ・民間のノウハウを活かした施設整備により運営によるサービス水準の向上が期待できる。	・設計の段階から維持管理・運営事業者が関与するため、サービス水準の向上とリンクした計画策定が可能となる。 ・民間のノウハウを活かした施設整備により運営によるサービス水準の向上が期待できる。
事業の安定性	・通常の施設整備手法で多くの実績があり、直営による運営であるため、安定した運営が期待できる。	・「設計・施工一括発注方式」により、設計だけでなく施工責任を一元化できること、一元化させることで事業期間を短縮できることといったメリットがある。	・コンソーシアムによる参加により、設計会社、建設会社等が事業終了まで関わることで、サービス水準の向上や安定した事業に繋がる。	・市と金融機関がモニタリングを行うことで、安定した事業の実施に繋がる。 ・コンソーシアムによる参加により、設計会社、建設会社等が事業終了まで関わることで、サービス水準の向上や安定した事業に繋がる。
企業の参画しやすさ	・通常の発注方法であり、企業は参画しやすい。	・参画には、官民連携事業に関する知識やノウハウが必要となり、グループ組成が必要。	・参画には、官民連携事業に関する知識やノウハウが必要となり、グループ組成が必要。	・参画には、官民連携事業に関する知識やノウハウが必要となり、グループ組成が必要。
地域経済への影響	・民間への委託が設計、解体、建設、維持管理、運営を分離発注するため、地域企業の参画もしやすい。	・地域企業の受注機会が一度に限られる。	・地域企業の受注機会が一度に限られる。	・地域企業の受注機会が一度に限られる。
工期	・設計、施工を個別に発注するため工期短縮が限定的になる可能性がある。	・民間ノウハウの活用により工期短縮ができる可能性がある。	・民間ノウハウの活用により工期短縮ができる可能性がある。	・民間ノウハウの活用により工期短縮ができる可能性がある。

(3) 民間活力・ノウハウを活用した学校施設の管理・運営の事例

学校施設の管理・運営の一部を、民間活力・ノウハウの活用により実施することで、サービスの質の向上が期待できます。運営業務を含む学校PFI事業の事例、その他学校施設の運営事例は、以下に示すとおりです。

表 4.2 運営業務を含む学校PFI事業

① 本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 PFI 事業（事業期間：～令和 25 年 3 月）（東京都町田市）

学校施設活用業務	・学校施設を学校教育に使用するだけでなく、学童保育クラブやまちとも等でも利用するとともに、地域の文化・スポーツ団体等が利用できるように開放 <適用施設> ・ラーニングセンター、特別教室、体育館（屋内運動場）、グラウンド（屋外運動場） ※事業者は、施設使用料金（条例等で定める）及び参加料金を徴収し、市に納入
児童への放課後活動の提供業務	・放課後に「多様な体験・活動」が経験できる機会の提供 ・学童保育クラブ・まちともとは異なる、新たな小学校の学校施設活用区画の諸室を使用した放課後活動について、事業者の豊富な知識やノウハウ、経験等を活かした事業運営を行う <コンテンツの提供> ・知育、学習支援事業、運動、体操、ダンス、体力づくり、児童の体験創出事業 ※事業者は、コンテンツ参加者から参加料金を徴収し、市に納入
② 藤久保地域拠点施設整備等事業（事業期間：～令和29年3月）（埼玉県三芳町）	
市民活動・交流促進支援業務	・複合公共施設の機能が連携し、利用者や広く町民を対象とした全館イベント等を、毎年1回以上実施するものとし、その企画及び運営を行う ※サービス対価により実施
民間収益施設運営業務	複合公共施設の運営・維持管理に支障のない範囲で、施設を有効活用しコワーキング機能を必須とするほか、カフェ、コンビニエンスストア、自動販売機、EV急速充電スタンド等、整備を伴う任意の収益事業を企画提案して実施 ※独立採算にて実施
自主事業（任意）	本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で、小学校のうち学校・地域連携ゾーン、複合公共施設、外構（駐車場含む）を有効活用した自主事業（子育てゾーンや公民館の休館日、開館時間外などを活用したカルチャー教室などのソフト事業）を企画提案して実施 ※独立採算にて実施
付帯施設（付帯事業）	本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、事業予定地（西側）の一部を有効活用し、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能を有する付帯施設を整備し、付帯事業を行う
③ 北九州市立思永中学校整備PFI事業（事業期間：～令和6年3月）（福岡県北九州市）	
民間収益事業	・事業地のうち、大門木町線に接する一定の範囲内に、事業者の提案による民間収益施設を設ける。 ・大門木町線沿線の活性化や利便性の向上等、市民サービスの向上に寄与する機能を有する施設や屋内温水プールの機能と連携する機能を有する施設とする。 ※独立採算にて実施
④ （仮称）富士見子ども施設整備計画（事業期間：～令和7年3月）（東京都千代田区）	
児童健全育成機能運営業務	・0歳から18歳までの幅広い年齢層の子どもとその保護者の健全な遊び場や地域活動の拠点を提供 ・児童健全育成機能専用の使用スペースに加えて、富士見小学校等と共用可能なスペースは極力共用化し、施設の有効かつ効率的な利用を進める中で、現在の富士見児童館で実施している事業を継承しつつ、各業務サービスを提供 ・専用施設に加え、小学校体育館（体育室）、図書室、屋外遊戯場等にて実施

⑤ (仮称)八千代市立萱田小学校分離新設校及び総合生涯学習施設整備・運営事業PFI事業(事業期間:令和4年3月(終了))(千葉県八千代市)	
付帯事業	・本事業で整備する総合生涯学習施設の一部を利用して、自らの企画・主催による付帯事業を実施 ・スポーツ・レクリエーション施設(メインプール、幼児用プール、トレーニング室、スタジオ)にて実施 ※得られる収入は事業者の収入

表 4.3 その他学校施設の運営等を実施している事例

① 学校施設地域管理業務委託・総合型地域スポーツクラブ(神奈川県川崎市)	
対象施設	・学校地域管理業務委託を区毎に包括発注 ・川崎区、中原区、高津区は、総合型スポーツクラブ(NPO法人)が実施
業務内容	<学校施設地域管理業務> ・校務・庶務的業務(毎日・適時)、教育環境維持業務、受付業務(毎日・適時)、安全管理業務(毎日・適時)、学校施設有効活用業務(毎日・適時)、地震・風水害等への対応 <学校施設有効活用業務> ①受付業務 ②施設開放中、施設開放終了時の巡回 ③施設開放終了後の原状復帰・清掃及び、利用者の退室・退校の確認 ④翌日の授業に支障がないよう、施設開放した場所の清掃等の確認、施錠 ⑤学校施設開放運営委員会との連絡調整 <総合型地域スポーツクラブ> ・中学校にて、卓球、バレーボール、ショートテニス、サッカー、脳トレ健康麻雀、ドッジビー等、50種以上実施 ・月額:1,600円(一般)、年額16,000円(一般)等
② つくば市での学校施設を活用した収益事業を軸にした部活動の地域移行モデル(「未来の教室」実証事業(経済産業省))(茨城県つくば市)	
対象施設	みどりの学園義務教育学校
業務内容	・株式会社エンボス企画が、地域スポーツクラブ(みどりのスポーツ&カルチャークラブ)を運営・管理、地域スポーツクラブは、学校施設を利用した諸事業である地域クラブ(中学生向け)、スクール活用(小学生向け)等を行う ・地域クラブ・スクールの活動及び会員・指導者の確保、ICTツールの導入、経済的な支援を要する家庭への財源確保、指導者の評価指標策定に向けた調査等
③ VIVISTOP(東京都中野区)	
対象施設	新渡戸学園(VIVISTOP NITOBE)
業務内容	・VIVISTOPとは、7カ国11拠点で展開する、子どもたちにクリエイティブラーニング環境を提供するスペース ・VIVISTOPNITOBEは新渡戸文化学園内にて実施 ・新渡戸文化学園が取り組む、教科横断的な学習活動、リアルな社会活動への挑戦を共に考え学園の最上位目標であるHappiness creatorの育成に向けた授業の実施 ・放課後プログラムも実施

2. 事業者の意見

※マーケットサウンディング後、記載予定。

3. 事業手法の導入理由

(1) 民間活力・ノウハウの活用【定性的評価】

※サウンディングの結果を基に検討内容を記載予定。

(2) VFM の達成【定量的評価】

※サウンディングの結果を基に検討内容を記載予定。

第5章 余剰地・余剰スペースの活用について

1. 概要

新しい学校の建設にあたっては、敷地全体の効果的な整備を行うため、余剰スペースの活用方法について検討する必要があります。想定される余剰地・余剰スペースについては、以下に示すとおりです。

※「余剰地・余剰スペース」とは、学校施設の一体整備等により敷地に余剰が発生する場合の当該敷地及びスペースをいいます。

※配置計画の検討を踏まえ、記載予定です。

表 5.1 余剰地・余剰スペースの面積

項目	面積	備考
藤園中学校・ 城東小学校		

2. 意見交換会での意見

※意見交換会等、地域からの意見を記載予定です。

3. マーケットサウンディングの結果

余剰地・余剰スペースの活用方法について、民間事業者を対象としたマーケットサウンディングを実施しました。調査概要は以下に示すとおりです。

表 5.2 調査概要

項目	概要
調査時期	令和5年(2023年)11月20日(月) ～令和5年(2023年)11月30日(木)
調査対象	設計・建設企業、維持管理企業、開発・デベロッパー、運営企業、ファイナンス、その他企業を含む14社
調査方法	アンケート形式

余剰地・余剰スペースについて、マーケットサウンディングの中で出された民間事業者からの主な意見を以下に示します。

＜市場性について＞

- ・熊本市内中心地に立地しているため、市場性が高い
- ・熊本城の近隣に立地し、交通量も多いため、市場性は高い
- ・熊本市中心地に存在し、文教地区としての発展が期待されるため、市場性が非常に高い
- ・市街中心部の敷地であり、敷地形状と面積も良いことから、市場性が非常に高い

＜活用案について＞

回答が多かった活用案を以下に示します。

表 5.3 活用案（藤園中学校・城東小学校敷地）

活用案	概要
教育系の施設	学習塾、カルチャースクール等
医療・福祉系の施設	保育所、学童保育、地域福祉等
宿泊施設	ホテル等
居住系の施設	分譲住宅・賃貸マンション等

敷地活用については、市内中心地に位置することから、市場性が高いという意見が多く挙がりました。学校との親和性の観点から教育系の施設の回答や、熊本城の近くに立地することから宿泊施設との親和性が高いという回答が挙がりました。

4. 余剰地・余剰スペースの活用方針

※上記の検討を踏まえた活用方針について記載予定です。

第6章 事業スケジュール

事業スケジュールは検討中です。基本構想に示す、スケジュールの最短例は以下のとおりです。

従来手法：最短例

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想 策定	基本計画 策定	基本・ 実施設計		発注 準備	新校舎等建設工事			校庭整備
			解体設計				解体工事	

最短令和11年度以降開校

PFI/PPP手法：最短例

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想 策定	基本計画 策定	事業者 募集等※	基本・ 実施設計	新校舎等建設工事		解体工事	校庭整備	

最短令和11年度以降開校

第7章 検討記録

1. ワークショップ

新しい学校が魅力ある学校となるよう、児童生徒および職員向けに新たな学校づくりワークショップを実施し、様々なアイデア・意見を頂きました。実施概要を以下に示します。

表 7.1 実施概要

対象	実施日	対象	内容
生徒 (藤園中学校)	令和 5 年(2023 年) 12 月 20 日(水)	1 学年・2 学年	新しい学校でしたいこと・あったらいいもの
児童 (城東小学校)	令和 5 年(2023 年) 12 月 20 日(水)	5 学年・6 学年	新しい学校でしたいこと・あったらいいもの
職員	令和 5 年(2023 年) 12 月 21 日(木)	藤園中学校・城東小学校 ・あおば支援学校の職員	より良い学び場の創出、より良い職場環境の創出、小学校・中学校・特別支援学校の連携促進

(1) 児童生徒向けワークショップの結果

基本計画策定にあたり、ワークショップで頂いた児童生徒の意見を「4. 城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて」(p.6)の検討事項を踏まえ、整理しました。

表 7.2 【新しい学びの創造】に向けた機能（児童・生徒）

	主な意見の整理
②小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備	・交流会をやると、沢山の人と関わることができ、コミュニケーション取る事にも繋がると思う。 ・小学生と中学生の交流の機会は無いので、一緒に遊べる場所があるといい。合同の文化祭をやったら楽しそう。 ・現在の図書館は、本の種類も限られているし、狭くて利用しづらい。小中学校の合同の大きな図書館が欲しい。 ・今は先生にしか話を聞いてもらえないから、中学生に相談ができるとよい。 ・中学生は小学生が、お互いの図工や美術の作品等を鑑賞すると、小学生と中学生の仲が深められる。 ・他の学校との交流ができるようになって、楽しい事をもっと沢山して、学校を楽しくしたい。 ・色々な友達と一緒に食べられる食堂があるといい。色々な学年とも仲良くなれる。 ・屋上公園があると、学年に関係のない公共の場になる。 ・他校や地域との交流ができると学校外でも仲が深まる。

表 7.3 【学校・地域の共創空間の創造】に向けた機能（児童・生徒）

	主な意見の整理
①地域の拠点となる機能的な施設整備	・他校や地域との交流ができると学校外でも仲が深まる。 ・ロマンフェスタみたいな地域を巻き込んだお祭がしたい。

(2) 職員向けワークショップの結果

基本計画策定にあたり、ワークショップで頂いた職員の意見を「4. 城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて」(p.6)の検討事項を踏まえ、整理しました。

表 7.4 【新しい学びの創造】に向けた機能（職員）

学校に求められる 機能・役割	主な意見の整理
①社会状況の変化に対応 する教育環境の整備	・更衣できるように教室を広くして欲しい。 ・空き教室（更衣室）がない。 ・一人一つの机でなくても大きな机でもいいが個人の持ち物を置く場所が欲しい。 ・休憩時間はあるが休む場所がない。 ・会議室が少ない
②小学校、中学校、 特別支援学校が同一敷地 内にある利点を生かした 教育環境の整備	・運動場、プールが遠い（あおばにとって）。 ・3校の学校と交流できる場所が欲しい。お互いの教科書が見られたら良い。 ・連携があまりないため、3校で交流がしたい。 ・各校が簡単に行き来できない。 ・小中あおば、それぞれの最短で距離に交流ルーム、図書室、多目的ルーム等。

表 7.5 【学校・地域の共創空間の創造】に向けた機能（職員）

学校に求められる 機能・役割	主な意見の整理
①地域の拠点となる機能 的な施設整備	・地域に開かれた学校にしていくための地域交流室が欲しい。
②避難所機能を有した 施設整備	・3校での避難経路が整理できていない。 ・災害時の動線、3校が集まって避難する場所が必要。

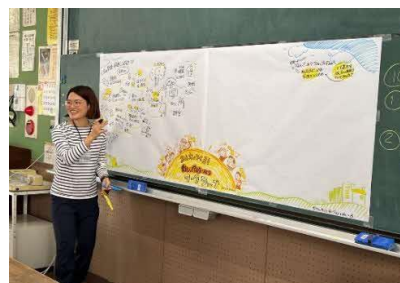


図 7.1 ワークショップの様子



図 7.2 グラフィックレコーディング

(令和5年(2023年)12月20日(水)藤園中学校 生徒の意見)



図 7.3 グラフィックレコーディング

(令和5年(2023年)12月20日(水)城東小学校 児童の意見)

2. 意見交換会

(1) 第1回意見交換会

表 7.6 第1回意見交換会概要

項目	概要
開催日	令和6年(2024年)2月27日(火)
対象	城東校区自治協議会会長、PTA会長、PTAボランティア代表、各校の校長、校区自主防災クラブ等
実施方法	対面
参加人数	14人
内容	テーマ：学校・地域の共創空間の創造について (1) 地域の拠点となる機能的な施設整備について (2) 避難所機能を有した施設整備について (3) 余剰地及び余剰スペースの活用について
資料	・藤園中学校・城東小学校 魅力ある学校づくり基本構想 ・藤園中・城東小学校 配置比較表(案) ・ワークショップ実施報告書(概要版) ・熊本市地域コミュニティセンターについて ・参加者一覧、席次表

表 7.7 主な意見

項目	概要
地域の拠点となる機能的な施設整備について	・コミュニティセンターは、学校の建替えに伴う検討にとどまらず、別事業とも併せて検討してもらいたい。 ・コミュニティセンターは、まちなかの中心部に近い立地の方が良い。 ・公民館など、使える施設として整備してもらいたい。
余剰地及び余剰スペースの活用について	・民間施設を検討していく上で、土地の使用条件についても提示してもらいたい。 ・民間施設と児童・生徒との入口は分けた方が良い。 ・ホテルや飲食店等の不特定多数が利用する施設は望ましくない。セキュリティ面が心配である。 ・子ども達が遊べる場所、育児相談ができる場所、思春期の子どもが憩える場所をつくってもらいたい。 ・バスケットボールのハーフコート、テニスコートを作り、休日に使えたと良い。 ・保護者の立場から、学校施設利用者、公共施設利用者が使える駐車場があると良い。
その他意見	・校地の有効活用を図ってもらいたい。 ・工事中のあおば支援学校の登下校の安全性を確保してもらいたい。 ・熊本城への眺望を確保してもらいたい。 ・小学校と中学校の児童・生徒が一度に利用できる大きな空間(図書館)を整備してもらいたい。 ・送迎、部活動、地域住民の利用を考慮し、あおば支援学校の屋根を残してもらいたい。



図 7.4 意見交換会の様子

(2) 第2回意見交換会以降

※意見交換会実施後、記載予定です。